

認可保育施設特集



令和7年11月改定

昭島市子育て利用者支援だより

きらり通信



大事なお子さんを預ける施設がどんなところか？申請前までに情報収集ができるといいですね！子育てをしながらでは思うように進まないこともあります、慌てず申請ができるよう、余裕を持って準備しましょう。

認可保育施設申請の基本情報を知ろう

認可保育施設の種類を知る

【保育施設】 0歳から小学校入学前のお子さんを保育する施設

【幼保連携型認定こども園】 保育園と幼稚園の両方の機能を併せもつ施設 3～5歳児は日中同じ教育活動で過ごします。

【地域型保育施設】 少人数(19人以下)で2歳児クラスまでのお子さんを保育する施設

何歳から保育園に入園できるの？



生後57日目（地域型保育施設は生後満6か月目）～小学校就学前までのお子さん

*各施設により対象年齢が異なります。毎年4月1日時点の年齢がクラス年齢になります。

申込みに必要な保護者の条件はなに？

下記いずれも該当することが必要です。（申請には事由を証明する書類が必要）

- ・保護者およびお子さんが昭島市在住か、昭島市に勤務先がある
 - ・保護者それぞれに保育を必要とする事由(☆)がある
- (☆)事由…就労、出産、保護者の疾病・障害、就学、親族の介護・看護、求職活動、災害復旧 他

申込み手続きは、入所希望月、申込み方法により異なります

【令和8年度 4月入所希望】（集中受付）

一次集中受付期間 令和7年10月20日(月)～11月21日(金) 17:00まで

重要

二次集中受付期間 令和8年1月26日(月)～2月4日(水) *詳細は入所のしおりでご確認ください。

●申込方法

電子申請（一次集中受付の締切は、11月24日(月)23:59まで）

郵送申請（11月21日(金) 17:00 必着）

窓口ポスト（11月21日(金) 17:00まで）

令和8年度入所のしおりは
10月14日(火)～配付開始

※ 窓口受付は行いませんが、入所に関する質問や相談については、引き続き窓口にてご相談できます。

【令和7年度 3月までの入所希望】（随時受付）

受付期間は利用希望月の前月まで。3月申請のみ前々月までの締切となります。

●申込方法

窓口申請（前月15日まで 土日祝日の場合は前開庁日）

郵送申請（前月10日必着）

電子申請（フォーム開設期間 前月1日～10日）



どのように審査されるの？

保護者それぞれの事由を証明する書類を指数化し、指数の高い世帯から入所できます。

*入所がきまらない場合は「入所保留(待機)」となり、申請書類は3月まで有効です。申込みの内容で毎月審査を行います。

情報収集をしましょう！ 収集の仕方は様々です。できることから始めましょう



「保活ワンストップサービス」を活用

このサービスの特徴

・各施設の情報を見る

市や園が提供する最新の情報をみることができます。

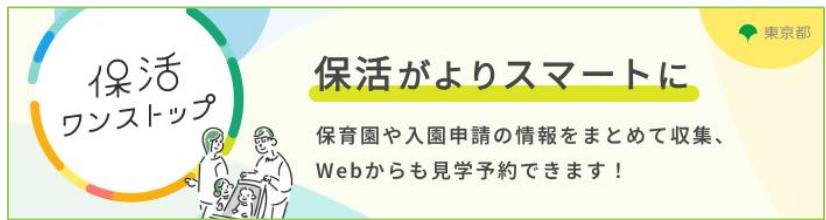
ここ大事！

・見学予約はスマホから

電話不要！保活ワンストップに参画している施設の見学予約はwebのみでお願いします。

・入園申請もらくらく！

必要な手続きに簡単にアクセス
オンライン申請もできます！



★ 以下の「保活サイト」を通じてご利用ください ★



(BABY JOB 株式会社)



(株式会社コドモン)



申請に関する詳細は「入所のしおり」「昭島市のホームページ」を見る

◆ 入所のしおり 現在 令和7年度版を配付中 令和8年度版 10月14日～配付開始

【配布場所】市役所17番窓口 子育て利用者支援「ぽっけ」 各認可保育施設 各子育てひろば
アキシマエンシス校舎棟(1階・3階) 保健福祉センター「あいぽっく」 東部出張所
児童センター「ぱれっと」 武蔵野会館 緑会館 環境コミュニケーションセンター



◆ 昭島市ホームページ 保育所空き状況 保育施設入所のご案内 他



施設評価や利用者の調査結果等、客観的情報を見る

◆ 福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション(東京都の福祉ポータルサイト)

第三者評価情報をもとに、施設評価や利用者の調査結果等、客観的な情報を掲載



実際に「見たり」「聞いたり」してみる

◆ 園見学

施設により環境設定、雰囲気は異なります。見学予約は上記「保活ワンストップサービス」のサイトから行ってください。
希望園が複数ある場合は、計画を立てて進めてください。

◆ 保育施設の子育てひろばに参加

各保育施設では入所していない地域のお子さんが参加できる子育てひろばを行っています。
在園児と参加する行事、園庭開放など、楽しみながら園の雰囲気を感じることができます。
子育てひろばの情報は「乳幼児支援制度案内きらり」に掲載中 右記二次元コードからご覧ください。



◆ 子育て利用者支援員に相談

「入所のしおりを読んだけどわからない。」「申込み前に確認しておきたいことがある。」「子どもを連れて相談できる場所はある？」そんな時は、相談場所にお気軽にご相談ください。

相談場所は
こちら

園見学のポイントは？ 入園後をイメージして気になることを聞いてみましょう

登園

あそび
活動

昼食

午睡

おやつ

降園

送迎をイメージしてみよう！

- ・徒歩・自転車・車？
- ・悪天候の時はどうする？
- ・駐車場有無、広さ
- ・ベビーカー置場はある？
- ・乳児は保護者が朝の準備をします。
- ・毎日の持ち物 等
(オムツは施設で処理しています。
オムツは定額制導入施設有)
- ・連絡帳はある？
- ・時間設定は異なります。
(開所時間、標準時間、短時間)

日中はどのような保育をしている？

- ・乳児クラスは離乳食を食べたり、睡眠をとります。
- ・縦割り保育を行っている施設有。異年齢でどのように過ごしている？
- ・遊びや活動の時間はどのくらい？ どんなことをして過ごしている？
- ・行事はどのくらいある？ 親参加行事もある？
- ・専任講師が指導する活動はある？何歳児から参加している？ 等

どんな食事？

- ・毎日の献立を知りたい
(季節の献立、月齢による献立等)
- ・アレルギー対応はしてくれる？
(アレルギーがある場合は要確認
除去食・代替え食・土曜日対応等)

どんな寝具を使ってる？

- ・お昼寝用簡易ベッド(コット)
や布団等は園により異なります。
- ・準備する寝具はある？



子育て利用者支援員の相談場所はこちら！

昭島市役所1階17番窓口 子ども育成支援課地域支援係	月～金曜日 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:00 (受付 16:45まで)	042-544-4190(直通) 042-544-5111 (内線 2170・2171) *電話でも相談できます。
子育て利用者支援 「ぽつけ」 アキシマエンシス校舎棟1階	月・水・木曜日 (祝日・年末年始除く)	9:00～16:30 (受付 16:00まで) *正午～13:00 を除く	042-519-2218 *予約・電話相談できます。 *来所相談は予約の方を優先させていただきます。ご希望の場合は予約をお願いします。 *子育てひろばいちごでも相談できます。
	金曜日 (祝日・年末年始除く)	9:30～12:00 (受付 11:30まで)	
乳幼児健診等の出張相談 アキシマエンシス校舎棟3階	金曜日 (祝日・年末年始除く)	13:00～16:00 (受付 15:45まで)	乳幼児健康診査等の際に相談できます。
子育てひろば なしのき・ほりむこう・りんご さくらんぼ・くるみ・もも	火曜日巡回 (祝日・年末年始除く)	9:30～11:30 (受付 11:00まで)	日程は市のホームページ、または 乳幼児支援制度案内「きらり」を ご覧ください。 

申請準備を始めましょう！ わからないことは「子育て利用者支援員」に相談してね

● 事前に確認しておくことはある？

◇入所希望月、受付期限、どんな方法で申請する等、確認し準備を進めましょう。

◇家庭の状況に合わせた園選びができている？ 園見学は済んでる？

◇**4月申請「募集状況」**

5月～3月申請「保育所空き状況(毎月1日更新)」

}

が確認できます。ホームページ等でご覧ください。



◇きょうだいを同時に申請する場合、同じ園への入所は困難な場合があります。募集状況等を確認し希望園を検討してください。

● 「疾病・障害等がある」「医療的ケアが必要」なお子さんは事前相談が必要です 【疾病・障害等がある場合】

集団保育が可能であることが基本となります。医師に保育施設の入所が可能か確認し、市役所へご連絡の上、事前相談にお越しください。



【医療的ケアが必要な場合】

受入期間は4月1日または10月1日入所を基本とします。また、申込みには条件等があります。

主治医に保育施設の入所の可否を確認し、市役所へご連絡の上、事前相談にお越しください。

令和8年度4月入所の相談受付は終了しました。申請をお考えの方はまずお問い合わせください。

● 書類の準備で気をつけることはある？

【必要書類はダウンロードが必要です】

令和8年度の入所のしおりには、様式一式の配付はありません。**必要書類は、**

昭島市のホームページより各自でダウンロードしてください。 *右記二次元コード参照 →



【事由を証明する書類】

◇保護者それぞれ必要です。(求職活動・不存在を除く) 両親とも求職活動中の場合は申込みできません。

◇就労していても、就労証明書が未提出の場合は、求職活動中とみなします。

【就労証明書・診断書】

◇有効期限は、証明日から3か月間です。 **4月入所申込みの場合は10月1日以降の証明日のみ有効**

(各証明書は、手元に届くまで時間がかかる場合がありますので余裕を持ってご準備ください。)

◇企業に就労証明書作成を依頼する場合は URL を伝え、電子作成または様式ダウンロード後に記入を依頼してください。

【育児休業から復職するための申請をされる方】

◇入所保留となり会社に育児休業の延長手続きをする際、「保育所等利用申込書」が必要な場合がありますので、対象の場合は必ず写しをとって保管しておいてください。

◇必ず、**就労証明書どおりの勤務に戻ることが条件**です。会社と雇用条件について確認し、証明書の作成を依頼してください。

申込み時に申告せず、自己都合で転職した、就労時間(就労条件)が申込み時と異なる(育児休業明けの短時間勤務制度の利用を除く)、復職できない場合は、入所の内定が取り消しとなることがあります。

注意

【きょうだい2人以上の申込み】

◇保育所等利用申込書の確認事項欄「2人以上の児童の入所を希望する場合」の選択をよくご検討ください。

◇きょうだいはそれぞれ利用調整を行います。同時に同じ園への入所は困難な場合があります。募集状況等を確認して希望園を選びましょう。

重要

● 令和8年度4月以降 変更になります



◇令和8年4月申請からは、原則、電子申請となります。マイナンバーカードをお持ちでない場合でも申請可能となる電子申請フォームを開設しています。

◇入所選考時の選考項目が「就労」の場合、1日の就労時間には申告による通勤時間を含んで算出していましたが、令和8年度4月入所選考より通勤時間は含まず算出します。